

令和4年度 羽島特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

当校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、SNS等を使い誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめ防止のための基本的な姿勢

- ・児童生徒、職員の人権意識を高める。（いじめを人権問題として捉える）
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。（児童生徒一人一人を大切にする）
- ・いじめを早期に発見し、組織的に適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について保護者・地域そして関係諸機関との連携を深める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名称〕

いじめ防止対策委員会

〔組織のメンバー〕

- ・学校関係者（校長、教頭、部主事、教務主任、支援センター部長、教育相談担当、生活支援部長）
- ・第三者（弁護士、臨床心理士、地域代表、PTA会長）

〔組織の開催〕

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年2回（6月と2月）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 学校の具体的な取組

① 学校全体として

- ・教育活動全体を通して、全ての児童生徒に正しい人権意識を育成する。
- ・情報の報告・連絡・相談体制を整え、管理職を中心とした組織対応を行う。
- ・気づいた情報を、学年会や部会等で、確実に共有する。
- ・校内研修や職員会議で当校の基本方針の周知を図り、全校あげていじめ根絶に向けた取組を行う。
- ・いじめへの気付きの目を養い、人権感覚を磨くため、年1回の職員研修を実施する。
- ・いじめの芽を早期発見するために困難事例等、積極的にケース会議を実施する。また、外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）も交えた支援会議を必要に応じて実施する。
- ・学校だよりやHP等を活用し、いじめ防止についての啓発を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・保護者同士のコミュニケーションがより図れるようPTA活動を活発に進める。
- ・生活に関するアンケートを年3回実施し、いじめの早期発見を徹底する。アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は指導要録との並びで保存期間を5年とする。

② 児童生徒に対して

- ・いじめについて正しい判断力（いじめは人間として絶対に許されない行為）を育成することのできる活動を設定する。
- ・自分のよいところ、友だちのよいところを見つけ、互いのよさを認め合うことのできる環境づくりを行い、いじめに向かわない態度や能力を育成する。
- ・学習規律（時間を守る、姿勢、発表の仕方、聞き方など）を守って活動に取り組む態度を育成する。
- ・児童生徒が行事や活動に主体的に参加できる場を設け、個に応じたわかる授業づくりに努める。（自己有用感や自己肯定感を高められる機会を設ける）
- ・自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- ・携帯電話、スマートフォン、インターネット等のきまりづくりをし、家庭との連携を図りながら、情報モラルにおけるマナーやルールを守る態度を育成する。
- ・児童生徒会が中心となり、部集会や交流活動等で仲間づくりを大切に活動を行う。
- ・生活に関するアンケートを年3回実施し、いじめの早期発見の徹底と教育相談を実施する。

(3) 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

未：未然防止 早：早期発見

月	行 事	取 組 内 容	
4	始業式・入学式	・新学級や新学年、新学部ごとに仲間づくり	未
	児童生徒情報交換会	・気にかけてほしい子の共通理解（全職員）	未
	全校集会	・新転入生を迎える会	未
	教育相談（担任との面談）	・学校生活等についての相談や支援の確認等	未・早
	保護者懇談会（在校生）	・個別の指導計画等をもとに目標や支援の確認	未・早

5	保護者懇談会（新入生）	・個別の指導計画等をもとに目標や支援の確認	未・早
	スクールカウンセラー相談（5～2月）	・希望者や必要と思われる児童生徒、保護者のカウンセリング	早
6	第1回いじめ防止対策委員会	・本年度方針や実施計画の策定	未
	情報モラル教室	・携帯電話、インターネットの危険性についての講話	未
	運動会（小学部）	・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等	未
	第1回生活アンケート調査	・いじめ実態把握	早
	教育相談（担任との面談）	・学校生活等についての相談	未・早
7	全校集会（オンライン）	・校内交流	未
	夏休み前集会	・家庭での役割、地域の方とのふれあい等	未
8	職員研修	・いじめ防止についての職員研修	未・早
	夏休み明け集会	・安心して学校生活を送れるように確認	未
9	保護者懇談会	・保護者と後期の目標や支援の確認等	未・早
	運動会（高等部）	・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等	未
10	運動会（中学部）	・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等	未
	学校間交流（小学部）	・相手校へ本校の魅力を伝える	未
	第2回生活アンケート調査	・いじめ実態調査	早
	教育相談（担任との面談）	・学校生活等についての相談や評価、見直し等	未・早
	学校間交流（中学部）	・相手校へ本校の魅力を伝える	未
	全校集会（オンライン）	・校内交流	未
12	学校祭（ハマキキウィーク）	・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等	未
	冬休み前集会	・家庭での役割、地域の方とのふれあい等	未
1	冬休み明け集会	・安心して学校生活を送れるように確認	未
2	第2回いじめ防止対策委員会	・本年度の取組の検証と課題、方針の見直し	未
	保護者懇談（卒業生）	・進学先、進路先での目標や支援の確認	未・早
	全校集会	・卒業生を送る会	未
	第3回生活アンケート調査	・いじめ実態調査	早
	教育相談（担任との面談）	・今年度の振り返りと次年度に向けての相談	未・早
3	保護者懇談（在校生）	・次年度の目標や支援の確認	未・早
	卒業式・修了式	・卒業生や友だちへの感謝の気持ち等	未
	春休みの生活	・家庭での役割、地域の方とのふれあい等	未
年間	委員会活動	・委員会活動を中心としたいじめ防止の取組	未
	MSL・MSJの啓発活動	・MS活動を中心としたいじめ防止の取組	未
	児童生徒会活動	・自己肯定感がもてる活動計画・実施	未
	学校生活全般での指導	・いじめ防止に向けた指導やコミュニケーションの学習等	未・早
	ひびきあいの日	・自己有用感を高める教育実践	未
	保護者との連携	・連絡帳等での情報交換、情報共有	未・早
	道徳・人権教育	・全教育活動における道徳・人権学習	未

3 いじめ問題発生時の対処（別紙「早期発見・事案対処マニュアル」を参照）

（1）いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その児童生徒の立場に立って、話を十分に聞いたうえで可能な限り早急に対応する。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

（2）いじめの事実確認と報告

- ① いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめの事実確認を行う。
- ② 対象児童生徒に、保護者へ伝えることの重要性を説明し、意向を確認した上で家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。

（3）いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒や保護者との面談を行うなど、寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめられた児童生徒に対して、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

（4）いじめた児童生徒またはその保護者への支援

- ① いじめた児童生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ② いじめた児童生徒支援の立場から、いじめた児童生徒の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点をもつ。必要に応じて、「スペシャリストサポート事業」等を活用する。

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 嫌なことをされたり、言われたりしたとき、または、他の人がされている場面を見かけたときは、周りの人に知らせるようにする。
- ② はやしたてたり、見て見ないふりをする（傍観者）のは、いじめに加担する行為であることを分かりやすく理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育てる。
いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

【いじめの解消の定義】

- ・加害行為が止んでいる状態が3か月継続し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを目安とする。

（6）ネット上のいじめへの対応

- ① パスワード付サイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
- ② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局または地方法務局、所轄警察署の協力を求める。
- ③ 学校非公式サイト等ネットパトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。

(7)「重大事態」と判断された時の対応

- ① 事案が重大事態である場合は、校長が県教育委員会へ報告する。詳しい調査について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぎ、調査委員会に全面的に協力する。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 調査により明らかになった事実関係について、県教育委員会と連携を図り、いじめられた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供と誠実な対応を行う。
- ④ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

令和3年4月改訂

令和4年2月改訂